

SATREPS 感染症分野

令和 6 年度公募要領における前年度公募要領からの主な変更点

1.1.5 プログラムの主な流れ

- R/D 締結締め切りを条件付採択年度の 3 月末から 2 月末へ変更しました。表現の軽微な修正を行いました。

(今年度)

但し、条件付採択年度末(令和7年2月末)までに R/D・CRA の署名がなされず、また近日中に署名がなされる見通しがなく、R/D・CRA 不成立とみなされた場合は、研究開発課題の条件付採択決定後や暫定期間における委託研究契約締結後であっても、国際共同研究が実施できなくなります。

(昨年度)

但し、条件付採択年度末(令和5年度末)までに R/D・MOU の署名がなされず、また近日中に署名がなされる見通しが無い場合、R/D・MOU 不成立とみなされ、研究課題の条件付採択決定後や暫定委託研究契約締結後であっても、国際共同研究が実施できなくなります。

1.1.7.4 相手国における SATREPS 事業関係者による医療行為の扱い

- 下線部分を追記しました。

「なお、コンサルテーションを受けずに提出された提案は、採択後その医療行為の部分について実施が認められない場合があります。過去の応募でコンサルテーションを受け、医療行為に該当しないと既に判断された場合でも、令和 6 年度公募に応募する場合には改めてコンサルテーションを受ける必要があります。」

1.1.7.7 技術協力プロジェクト開始後の流れ

- 取り消し線部分を削除しました。

「本プログラムに採択されたプロジェクトの研究開発代表機関は、R/Dが締結された後、委託研究契約を締結するとともに、JICA との間においても、①「地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力の実施に関する取極め」(以下、取極め)、②取極め本体に附属する附属書、③事業契約書の3種類の書類を交わします。」

3.2.1 研究内容

- 下線部分を追記・削除しました。

(今年度記載)

HIV/エイズ、エボラ出血熱、マラリア、デング熱、結核、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、薬剤耐性菌感染症、急性呼吸器感染症、感染性下痢症等の新興・再興感染症やその他の感

感染症は、開発途上国において健康への脅威となるだけでなく、社会・経済開発への重大な阻害要因の一つとなっています。感染症領域における地球規模課題解決のための研究開発としては、以下の例などの取組が挙げられます。

- ◆ 高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病などの人獣共通感染症に関する研究開発
- ◆ HIV/エイズ、エボラ出血熱、マラリア等の原虫及び寄生虫、デング熱、結核、薬剤耐性菌感染症、急性呼吸器感染症、感染性下痢症等の新興・再興感染症やその他の感染症の疫学、診断、予防、治療等に関する研究開発

(昨年度記載)

HIV/エイズ、エボラ出血熱、マラリア、デング熱、結核、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、カルバペネムやコリスチンなどの薬剤耐性菌感染症、新型コロナウイルス感染症などの新興・再興感染症は、開発途上国において健康への脅威となるだけでなく、社会・経済開発への重大な阻害要因の一つとなっています。感染症領域における地球規模課題解決のための研究開発としては、以下の例などの取組が挙げられます。

- ◆ 高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病などの人獣共通感染症に関する研究開発
- ◆ HIV/エイズ、エボラ出血熱、マラリア等の原虫及び寄生虫、デング熱、結核、カルバペネムやコリスチンなどの抗菌薬耐性菌感染症、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の疫学、診断、予防、治療等に関する研究開発

- 以下を追記しました。
「単なるスクリーニングをメインとする創薬研究テーマの提案は対象外とします」

3.2.2 対象とする国(共同研究相手国)(別添1)

- ハイチを対象国から外しました。
- レバノンを対象国に追加しました。
- 「カーボヴェルデ共和国」の表記を「カーボベルデ共和国」に修正しました。

3.2.3 留意事項

- 以下を削除しました。
ICT を研究開発及び社会実装のツールとして積極的に活用することを奨励します。

- 以下を修正しました。
(今年度)
若手研究人材育成の重要性に鑑み、若手研究者を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を歓迎します。
(前年度)
若手研究人材育成の重要性に鑑み、「研究開発代表者が 45 歳未満の若手研究者」又は「日

本側研究チーム(実施体制(参加者リスト)記載分)の半数以上が「35歳以下の若手研究者」を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を奨励します。

- 以下を修正しました。

(今年度)

ダイバーシティ推進の一環として、女性研究者からの提案、または女性研究者の研究チームへの多数の参画を歓迎します。

(昨年度)

ダイバーシティの一環として、女性研究者からの提案を歓迎します。また、女性研究者の研究チームへの積極的な参画を期待します。

4.1 公募期間・選考スケジュール

- 前年度より半月～1ヶ月程度早め、下記の日程としました。

提案書類受付期間	令和5年8月22日(火) ～令和5年10月23日(月)正午(厳守)
書面審査	令和5年11月上旬～令和6年1月下旬(予定)
ヒアリング審査	令和6年2月29日(木)(予定)
採択可否の通知	令和6年4月中旬(予定)
暫定期間開始	令和6年5～6月頃
RD・CRA 締結	令和7年2月末
研究開発開始	令和7年4月

- 以下を修正しました。

(今年度)

ヒアリング審査はAMEDで対面実施予定です。

(前年度)

オンライン会議等を利用し実施される場合があります。

4.2.1 審査方法

- 以下記載を修正しました。

(今年度)

応募があった研究提案書類、書類審査結果や面接選考結果をAMEDから文部科学省・外務省・JICAに提供することがあります。あらかじめご了承ください。

(前年度)

応募があった研究提案書類、書類審査結果や面接選考結果を AMED から文部科学省/外務省/JICA に提供するため、採択までに時間を要することをあらかじめご了承ください。

4.2.2 審査項目と観点

- 以下記載を、記載場所を「3.2.3 留意事項」から「Q&A」へ場所変更し、以下の通り修正しました。

(今年度)

Q: 過去に本プログラムで採択・実施された研究開発課題を基盤とした提案は、どのような観点で審査されますか。

A: 過去に本プログラムで採択・実施された研究開発課題を基盤とした提案を含め、応募されたすべての研究提案は、競争的研究費として「4.2.2 審査項目と観点」に基づいて審査します。

(前年度)

平成 20 年度から令和 5 年度までに採択されている課題と類似の研究提案については、「研究の目的、対象、アプローチ、実施地域等から判断して、提案研究内容に顕著な差異あるいは新規性が認められるか」、または、「既存類似課題の成果を踏まえて研究を推進することにより、地球規模課題の解決に資するより大きな成果が期待できるか」、といった観点からも選考を行います。特に、先行課題に対して研究対象や実施地域を拡大発展させただけの提案に対しては、課題解決への新たな貢献の大きさについて慎重に検討します。

5.3.1 若手研究者の定義について

- 以下の通り修正しました。

(今年度)

令和 5 年 4 月 1 日時点において、年齢が、満 43 歳未満の者(昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた者)、又は博士号取得後 10 年未満の者が対象です。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、その日数を加算することができます。

(昨年度)

令和5年 4 月 1 日時点において、年齢が、男性の場合は満 40 歳未満の者(昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた者)、女性の場合は満 43 歳未満の者(昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた者)、又は博士号取得後 10 年未満の者。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、満 40 歳未満又は満 43 歳未満の制限に、その日数を加算することができる。

公募要領全体において

新型コロナウイルス感染症に関連する特記事項を削除・修正しました。

- 「SATREPS 令和 6 年度公募 研究提案に当たっての注意点」:

(今年度)

研究提案に当たっては、相手国への渡航制限等の支障がないか確認し、相手国の状況を十分に考慮した研究計画としてください。

(昨年度)

研究提案に当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響(相手国への渡航制限等)を考慮した研究計画としてください。

- 「1.1.5 プログラムの主な流れ」: 以下を削除しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、令和4年8月現在、外国人の新規入国は「特段の事情」がある場合に限り認められています。防疫上の観点から、入国・再入国に当たっては、その時点で有効な水際対策措置に従っていただく必要がありますので、ご注意ください。

- 3.2.1 研究内容 : 疾患例から新型コロナウイルス感染症を削除しました。

- 3.2.3 留意事項 : 以下のように修正しました。

(今年度)

相手国内の活動地域における治安状況、情勢等の影響によっては、同国への渡航及び同国での研究実施が制限される可能性があるため、選考で考慮することがあります。

(昨年度)

相手国内の活動地域における治安状況、情勢、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によっては、同国への渡航及び同国での研究実施が制限される可能性があるため、選考で考慮されることがあります。

- 「5.1.3 提案書類の様式及び作成上の注意」: 以下のように修正しました。

(今年度)

SATREPS では国内研究者が積極的に相手国に出向き、国際共同研究を推進することを原則としておりますが、相手国への渡航が困難な状況になった場合の国際共同研究の推進方法、計画等(遠隔システムを用いたコミュニケーションや研修などの代替案)についても記載ください。

(昨年度)

SATREPS では国内研究者が積極的に相手国に出向き、国際共同研究を推進することを原則としておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大等による相手国への渡航が困難な状況に応じた国際共同研究の推進方法、計画等(遠隔システムを用いたコミュニケーションや研修などの代替案)についても記載ください。